B型・C型肝炎ウイルスに起因する

肝がん・重度肝硬変の医療費助成が受けられます

対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- 肝がん・重度肝硬変で入院又は通院治療（※1）を受けている
- 世帯年収が概ね370万円以下
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

※1　B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん又は重度肝硬変が対象。
通院治療は「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」が対象。

～利用の流れ～

①医療費の状況を記録します

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、指定医療機関（※２）で医療記録票を受け取ります。

肝がん・重度肝硬変による入院又は通院治療の度に、医療機関に医療記録票を提示し、医療費を記載してもらいます。

入院又は通院治療の自己負担額について、高額療養費の基準額を超えた月が、過去１２月で２月（2回）以上となったら、指定医療機関で臨床調査個人票を記載してもらいます。（「同意書」欄は、ご自身で記入をお願いします。）

②参加者証の交付申請手続を行います

臨床調査個人票、医療記録票（※３）を含む必要書類を揃え、管轄の保健所・保健福祉センターへ提出します。申請から3か月程で、参加者証が届きます。

※２　「肝がん・重度肝硬変治療研究事業指定医療機関」を指す。左下のＱＲコードより検索可能。
※３　自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が２月以上あることが記載されている必要がある。

③下記の条件を満たした時に、助成を受けられます

参加者証があると、入院又は通院治療の自己負担額について、高額療養費の基準額を超えた月が、過去１２月で３回目となった場合、3回目の自己負担額が月1万円までとなるよう、助成を受けられます。

肝炎情報センターの「肝炎医療ナビゲーションシステム」（肝ナビ）から、全国の指定医療機関を検索できます。

詳しくは管轄の保健所・保健福祉センター（裏面）又は下記の担当までお問い合わせください

千葉県　健康福祉部　疾病対策課　難病審査班
電話　０４３－２２３－２５７５

申請書類　交付申請書以外に年齢区分に応じて以下の申請書類が必要となります。

年齢区分	限度額適用認定証等における適用区分（所得区分）	申請書類
70歳未満 ※適用区分が「ア」「イ」「ウ」の方は助成の対象外	［適用区分　エ］ ［適用区分　オ］	・臨床調査個人票及び同意書 ・医療記録票の写し ・限度額適用認定証等の写し ・本人の住民票（抄本）の写し ・本人の医療保険の被保険者証の写し
70歳以上 75歳未満 ※保険証等に記載の自己負担割合が「３割」の方は助成の対象外	［一般］ ※限度額適用認定証等が保険者から発行されない方	・臨床調査個人票及び同意書 ・医療記録票の写し ・本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ・本人及び世帯全員の住民票（謄本）の写し ・本人の高齢受給者証の写しの写し ・本人の医療保険の被保険者証の写し
	［低所得Ⅱ］	・臨床調査個人票及び同意書 ・医療記録票の写し ・限度額適用認定証等の写し ・本人及び世帯全員の住民票（謄本）の写し ・本人の高齢受給者証の写しの写し ・本人の医療保険の被保険者証の写し
	［低所得Ⅰ］	
75歳以上 ※保険証等に記載の自己負担割合が「３割」の方は助成の対象外	［一般］ ※限度額適用認定証等が保険者から発行されない方	・臨床調査個人票及び同意書 ・医療記録票の写し ・本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ・本人及び世帯全員の住民票（謄本）の写し ・本人の後期高齢者医療被保険者証の写し
	［低所得Ⅱ］	・臨床調査個人票及び同意書 ・医療記録票の写し ・限度額適用認定証等の写し ・本人及び世帯全員の住民票（謄本）の写し ・本人の後期高齢者医療被保険者証の写し
	［低所得Ⅰ］	

（備考）・限度額適用認定証等とは、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をさします。
・医療記録票は、対象医療（高額療養費算定基準を超えるもの）が、過去12月の間に2月以上あることが記載されているものを提出する必要があります。
・追加でその他の書類が必要な場合があります。

管轄	保健所名	電話番号
習志野市、八千代市、鎌ケ谷市	習志野保健所	047-475-5153
市川市、浦安市	市川保健所	047-377-1102
松戸市、流山市、我孫子市	松戸保健所	047-361-2138
野田市	野田保健所	04-7124-8155
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市酒々井町、栄町	印旛保健所	043-483-1135
香取市、神崎町、多古町、東庄町	香取保健所	0478-52-9161
銚子市、旭市、匝瑳市	海匝保健所	0479-22-0206
東金市、山武市、大網白里市、横芝光町、芝山町、九十九里町	山武保健所	0475-54-0611
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村白子町、長柄町、長南町	長生保健所	0475-22-5914

管轄	保健所名	電話番号
勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	夷隅保健所	0470-73-0145
館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	安房保健所	0470-22-4511
木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市	君津保健所	0438-22-3744
市原市	市原保健所	0436-21-6391
千葉市		
中央区	中央保健福祉センター健康課	043-221-2583
花見川区	花見川保健福祉センター健康課	043-275-6297
稲毛区	稲毛保健福祉センター健康課	043-284-6495
若葉区	若葉保健福祉センター健康課	043-233-8715
緑区	緑保健福祉センター健康課	043-292-5066
美浜区	美浜保健福祉センター健康課	043-270-2287
船橋市	船橋市保健所	047-409-2891
柏市	柏市保健所	04-7128-8121

最寄りの保健所・保健福祉センターへご申請・お問い合わせください。